

# 医療機関の受診はどうすればいいの？

マイナ保険証を利用している方は、そのままマイナ保険証が利用可能です。なお、以下の点にご注意ください。

- ・資格情報通知書が届いてからご利用ください。
- ・資格情報通知書が届いていない方でも、マイナポータルで当組合の組合員または被扶養者の資格が登録されていれば利用可能です。
- ・上記の方法により組合員または被扶養者の資格の登録が確認できない場合で医療機関を受診するときは、当組合（医療健康課）にご連絡ください。



マイナ保険証を利用されていない方へは、「資格情報通知書」と「資格確認書」を送付しますので、医療機関には「資格確認書」を提示してください。

## マイナ保険証を利用するためには？

### マイナンバーカード申請方法

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

#### スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

#### パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

#### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

カードの仕上がりが見えたら、スマートフォンで顔写真を登録してください！

#### 郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、5か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

### マイナ保険証の利用登録方法

必要なものを準備する

- ・申込者本人のマイナンバーカード
- ・「マイナポータルアプリ」のインストール

STEP1

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・4桁の暗証番号の入力
- ・マイナンバーカードの読み取り

STEP3 健康保険証の利用登録

- ・画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押し

完了！

- ・健康保険証としてご利用いただけます

## 資格確認書の交付・再交付申請をするときは！

破損・紛失等により資格確認書の再交付が必要な場合や、マイナ保険証を利用されている方で、紛失や氏名、住所の変更等によりマイナンバーカードを更新している間に資格確認書が必要な場合は、共済事務担当課をとおして当組合に「資格確認書再交付申請書」を提出してください。（再交付申請書は交付申請書も兼ねています。）

なお、申請の際は資格確認書の交付が必要となる理由（マイナンバーカードの紛失・更新手続き中・返納手続き中等）を明記してください。

## ！マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードは、電子証明書の有効期限が切れた後も3カ月間はマイナ保険証として利用可能ですが、引き続きマイナ保険証を利用するには、電子証明書の更新手続きが必要になりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

医療健康課（資格係） TEL 029-301-1413